

杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例

(昭和31年12月20日条例第26号)

[注] 平成19年3月から改正経過を注記した。

改正 昭和35年7月1日条例第11号	昭和39年3月31日条例第11号
昭和44年4月1日条例第17号	昭和47年9月28日条例第24号
昭和50年3月25日条例第17号	昭和52年12月14日条例第28号
昭和60年3月30日条例第5号	昭和62年3月18日条例第14号
昭和63年3月14日条例第2号	平成元年12月11日条例第30号
平成2年3月30日条例第4号	平成3年5月21日条例第13号
平成12年3月22日条例第21号	平成19年3月13日条例第4号
	[題名改正]
平成24年12月7日条例第52号	平成28年3月16日条例第10号
令和7年12月10日条例第46号	

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条等の規定に基づき、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成19年条例4号〕

(参考人等の範囲)

第2条 前条に規定する参考人等とは、別表に定める者をいう。

(費用弁償)

第3条 参考人等が出頭し、又は公聴会に参加したときは、その費用を弁償する。ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭し、又は公聴会に参加した場合においては、支給しない。

2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

一部改正〔令和7年条例46号〕

(その他の実費)

第4条 前条に定めるもののほか鑑定料その他特に必要な経費は、その実費を弁償することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の条例は廃止する。

東京都杉並区選挙管理委員会の求めにより出頭する者の費用弁償条例（昭和26年12月条例第9号）

東京都杉並区農業委員会の求めにより出頭する者の費用弁償に関する条例（昭和26年11月条例第15号）

(略)

附 則（平成28年3月16日条例第10号）抄

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和7年12月10日条例第46号）抄

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

15 （略）附則第11項の規定による改正後の杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（略）の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 法第74条の3第3項及び第199条第8項の規定により出頭した関係人、法第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人並びに法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者

2 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により出頭した農地等の所有者、農業者その他の関係者

3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

4 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により出頭した参考人又は鑑定人

一部改正〔平成19年条例4号・24年52号・28年10号〕